

【注意】

○混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締切らせていただく場合があります。

○相談会場へは、申告書を自分で作成できるように筆記用具、電卓、前年の確定申告書の控え、印かん、マイナンバーに係る本人確認書類

(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類と身元確認書類(左記のマイナンバーに係る本人確認書類の例を参照))、勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等をご持参ください。

問 東金税務署

☎0475(52)3121



申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

平成28年分から、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、**税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

《本人確認書類の例》

①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ

※【番号確認書類】と【身元確認書類】

を兼ねています。

②通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※郵送で申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。

※ご自宅からe・Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

**医療費控除を受けるための
手続が変わりました**

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要です)

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です)

※平成29年分から31年分までの確定申告は、医療費の領収書を添付し、申告することもできます。

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が始まります

平成29年分から、特定の医薬品を購入したときは、確定申告を行うことで所得を差し引くことができるようになります。

なお、セルフメディケーション税制の適用を選択した方は、従来の医療費控除を受けることはできません。

◎条件

申告する方が、人間ドックやインフルエンザ予防接種などの法令に基づく健康の保持増進と疾病の予防への取組をしていること。

◎対象となる医薬品

一般用医薬品等のうち、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるもの。(いわゆるスイッチOTC薬)

対象医薬品はレシートに星印等が記載されています。一部の対象医薬品のパッケージにはセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

※詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

◎対象となる購入期間

平成29年1月1日～12月31日

◎申告する際に必要なもの

・セルフメディケーション税制の明細書

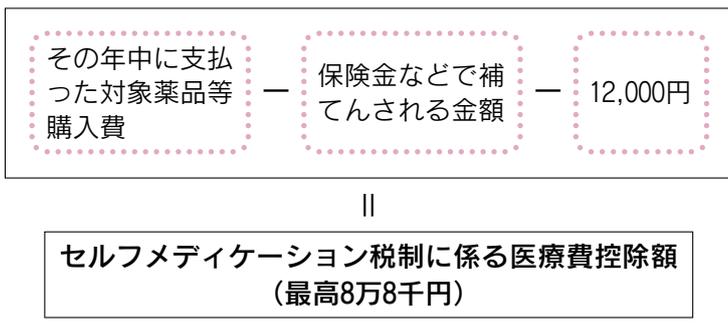
・申告する方の健康増進の取組を証明する書類(領収書や結果通知表など)

【注意】

※申告する方や生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費の明細書を作成する必要があります。

※確定申告期限等から5年間は、税務署から医薬品購入費の領収書の提出を求められたときは、この領収書を提示または提出しなければなりません。

◎控除額の計算方法



※軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。